

平成28年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分144所属（年間定例監査対象所属数261所属）

2 監査対象期間 平成27年度

3 監査の実施期間 平成28年4月20日～平成28年9月2日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「公共料金の支払いに係る自動口座振替事務は、適切に行われているか。」を重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 4件 指導事項 156件 注意事項 40件 意見 2件 合計 202件
（区分毎の内訳は、別添県公報参照）

<参考：平成27年度定例監査実施結果（上期）>

指摘事項 4件 指導事項 144件 注意事項 21件 意見 0件 合計 169件

7 指摘事項の概要（詳細は別添県公報のとおり）

著しく不適切な事務処理と認められるものが、4所属で4件あった。

（1）[総務部 人事課]（給与）

昨年度の定例監査で、扶養手当の認定において、扶養親族のうち1人の支給額が加算されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため指導事項とした。今年度の監査でも、扶養手当の確認において、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

(2) [産業労働部 労政雇用課] (支出)

昨年度の定例監査で、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金について、実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されているものがあつたことから指導事項とした。今年度の監査でも、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金について、実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されているものが複数あつた。

(3) [観光部 観光企画課] (給与)

週休日の振替において、同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。(合計 213,200 円)

(4) [企業局 総務課] (その他)

物品に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あつた。指導事項 8件(物品3、工事1、その他4)

8 指導事項の主な内容

- (1) 収入 (48件) 収入未済 (33件) など
- (2) 支出 (15件) 資金前渡事務が適切に行われていなかったもの (6件) など
- (3) 給与 (19件) 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの (8件) など
- (4) 物品 (19件) 占有物品の受入・払出に係る事務が適切に行われていなかったもの (7件) など
- (5) 財産 (23件) 取得用地の未登記 (10件) など
- (6) 契約 (20件) 契約書の記載内容に不備があつたもの (10件) など
- (7) 工事 (5件) 公共工事の契約内容が山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかったもの (4件) など
- (8) 重点事項 (3件) 見込払の前渡資金の精算事務が適切に行われていなかったもの (2件) など

9 注意事項の主な内容

- (1) 支出 (5件) 補助金額確定通知に記載されている年月日の誤り (2件) など
- (2) 物品 (10件) 郵便切手類受払簿の記載誤りや記載漏れ (6件) など
- (3) 契約 (17件) 契約書に貼付された印紙税額の誤り (12件) など

10 意見の内容

- (1) 物品 (1件) 公印保管台帳の取扱い等の事務について明確に定めるよう公印規程等の検討を求めたもの
- (2) 財産 (1件) 普通財産の貸付料の算定基準を定めることについて検討を求めたもの